

別紙

答申第 67 号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書については、実施機関が判断した非公開部分のうち、別表 2 に挙げる部分以外は公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 19 年 4 月 25 日に本件異議申立人より、島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
「平成 18 年度の児童生徒に係る事故報告書（交通事故・自然災害は除く）」
- (3) この請求に対し、実施機関は対象公文書として、「平成 18 年度の児童生徒に係る事故報告書（交通事故・自然災害を除く）」（以下「本件公文書」という）を特定し、同年 5 月 8 日付けで部分公開決定を行った。
公開しない部分、公開しない理由： 別表 1 のとおり
- (4) この決定について、異議申立人は、被害児童生徒の状況の一部を公開しても、被害児童生徒個人は識別されず、条例第 7 条第 2 号に該当しないとして、本件公文書の非公開部分のうち、被害児童生徒の状況の一部の非公開決定処分の取り消しを求め、同年 6 月 19 日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 20 年 5 月 2 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

実施機関の非公開理由説明書に対する、異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 児童生徒の事故報告書は、被害児童生徒の心身のケアのみならず、同様の事故の再発防止にとって、大変重要な資料となる公文書である。ただし、事故報告書がそうした目的を果たし児童生徒の生命及び心身の健康を守るためには、正確な事実が可能な限り詳しく記載されること、そして、各学校、各市町村教育委員会が個別に保有ししまっておくのではなく県教育委員会が一括蓄積して県民と情報を共有することが不可欠となる。
- (2) 「被害児童生徒の状況に関する部分」の各々については、非公開部分が多大であるため、実施機関が条例第 7 条第 2 号本文にいう個人識別可能性、個人の権利利益侵害性について厳正に精査したものであるかどうか、判断する根拠を持ち得ない。
- (3) 非公開部分が多大であるため、条例第 7 条第 2 号ただし書きイにいう「非公開と

される個人情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開することが必要である情報」に該当するかどうか、判断できない。

- (4) 過去の同様な児童生徒の事故報告書の公開実績と照らしても、非公開部分が徒に拡大している。
- (5) 非公開部分が多大であるため、事故報告書に記載された情報が正確であるかどうかを判断することができない。
- (6) 実施機関は、被害児童生徒又は保護者に、事故報告書内容について記載が間違いないかどうか、また、情報公開請求があったときは、どこまで公開してもよいか、どこは非公開にすべきであるかというところも確認しておくべきである。
- (7) 非公開部分が多大であるため、事故の状況、被害児童生徒の状況がほとんど分からないので、事故の再発防止を検討することができない。
- (8) よって、審査会に、条例制定の本旨に則り、インカメラ審査による厳正な審査と条例第7条第2号に該当しない部分の非公開決定処分の取り消しを求める。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 島根県情報公開条例第3条では、「実施機関は、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、公開を原則とする情報公開制度においても、個人に関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことをあきらかにしている。
- (2) 一部非公開とした理由は、その情報が、情報公開条例第7条第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別されうる情報である。また、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当すると判断したためである。
- (3) 被害・加害児童生徒の事故報告書中のプライバシーに係る内容については、より一層慎重に取り扱った。

5 審査会の判断

- (1) 条例の基本的考え方

条例の目的は、地方自治の本旨に則り、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

- (2) 本件公文書について

本件公文書は、「市(町村)立小・中学校管理規則の例」第10条に係る事故報告

書のうち、「教育現場における突発事故について」及び「市町村立学校の教育現場における突発事故について」の通知に基づき、市町村教育委員会教育長が、県教育委員会において緊急に何らかの措置を要するものと判断し提出した事故報告書（添付書、送付書を含む）と、県立学校長が「島根県立高等学校規程」第47条により提出した事故報告書である。

本件では6件の事故報告書が対象であるが、おおむね次の内容が記載されている。

ア 報告者名

文書番号、報告年月日とともに、被害児童（生徒）が所属する学校名、報告者である校長氏名、その印影

イ 事故者

被害児童（生徒）の氏名、学年、年齢、所属学級、学科名、住所等

ウ 事故の日時

事故が発生した年月日、曜日、時間

エ 事故の内容

事故の発生に至る経過、事故の内容

オ 事故の発生場所及び事故現場にいた理由

事故の発生場所と児童生徒が現場にいた理由

カ 事故の原因及び状況

事故の発生に至る経緯及びその後の具体的経緯

キ 被害児童（生徒）の状況

事故による被害児童（生徒）の怪我等の状況

ク 事故に対し学校側のとった措置

事故の発生を把握した後に、学校側が事故に関しとった対応や措置について、日時、場所、関係機関名、関係者の氏名等

ケ その他

必要に応じ事故現場の図面等が添付されている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報

事故を起こした被害児童（生徒）の氏名、保護者（家）名、業者氏名、公園指定管理者職員氏名、公共施設職員名は特定の個人が識別されるため、条例第7条第2号に該当する。

また、被害児童生徒の所属する学校の文書番号・学校名・校長氏名・校長印の印影や、被害児童生徒の学級・性別・年齢・住所、及び事故発生日・事故措置を講じた月日・病院名・教職員等の氏名・学校関連施設名・公共施設名については、いずれも本件公文書上で公開されている他の情報と組み合わせることにより、あるいは既に公となっている情報と照合することによって、被害児童生徒が識別され、又は識別される可能性を持つものと言える。したがって条例第7条第2号に該当する。

なお、教職員等以外の公務員の情報は、本件公文書の内容から判断して職務遂行情報と考えられるので、条例第7条第2号ただし書きウに該当し、職・氏名は

公開すべきである。

ただし、学校名のうち学校設置者を示す部分については、本件公文書において、市町教育委員長から教育事務所長への添付書で既に公にされており、また、特定の個人が識別される可能性がないので、非公開とすべき理由はない。

学校の種別については、実施機関は本件公文書において非公開とし、また異議申立人もとくに公開を主張していない。しかし、事故再発防止という観点からすると、事故内容によっては、児童生徒の発達段階が前提あるいは背景になって発生しているものもあり、学校の種別を明らかにすることは、今後同種の事故の発生を防止するためには重要である。これを公開しても、特定の個人が識別される可能性がないので、学校の種別は公開すべきである。

事故発生の地名については、事故の発生場所が必ずしも被害児童生徒の所属する学校や住所付近であるとは限らず、この情報により学校名、被害児童生徒の住所を特定することは困難と考えられるので、本件公文書では前後の記載内容に照らし合わせてみて、被害児童生徒の学校名や住所が特定される可能性がないと考えられるので公開すべきである。

被害生徒の部活動名については、実施機関は、他の情報と組み合わせることにより学校が特定できる情報であると主張しているが、しかし「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る関連情報がこれに含まれ、学校関係者が特別に調査しないかぎり入手し得ない情報については考える必要がない。したがって条例第7条第2号には該当しない。

関係機関の情報のうち、警察署、分遣所など事件が発生した地域（市町村等）により管轄が決まる機関の名称については、本件公文書で前後の記載内容に照らし合わせてみても、被害児童生徒の学校名や住所が特定されるおそれはないと考えられる。したがって条例第7条第2号には該当しない。

事故付近の地図及び写真については、学校事故がどのような場所で発生したのか示したものであり、今後同種な学校事故の発生を防止していくための対策を検討する上で重要であり、よって県民に公開すべき情報である。

平成18年度教室配置計画については、実施機関は、他の情報と組み合わせることにより学校名が特定できる情報であると主張している。しかし、教室配置計画では学校建物の形状等特殊なものは見られないので、公開にしても直ちに学校名が識別される可能性があるとは認められない。したがって条例第7条第2号には該当しない。ただし、公開にあたっては、学校名が特定されないよう学校独自の部屋等の名前を除き公開すべきである。

また、現場付近の写真は単に事故が発生した場所を写したものであり、公開しても学校名が識別される可能性があるとは認められない。したがって条例第7条第2号には該当しない。

イ 特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報

事故の内容、事故の本人の状況において、被害教諭、被害生徒の怪我の状況が

記述された部分は、医療機関のカルテに記載される内容とほぼ同様な内容であると考えられ、個人の人格と密接に関連する情報である。したがって条例第7条第2号に該当する。

事故の結果等において、加害生徒の心身の状況が記述された部分は、決して個人の名誉とはいえない心身に関する情報である。このことは、加害生徒が未だ思春期等の人間形成の過程にあることを考慮すると、他人に知られたくない情報であり、個人の人格と密接に関連する情報にあたると思われる。したがって条例第7条第2号に該当する。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関の情報公開制度に関する基本的考え方と運用について、審査会として以下付言する。

実施機関は、本件公文書公開において、個人のプライバシーに関わる情報という理由でほとんどの部分を非公開にした。それに対し異議申立人は、県民に事故の真相が伝わらないため再発防止に向けての分析や議論に県民が参加できない点を問題視した。異議申立人のこの主張は、情報公開制度の基本理念に照らし、重く受け取られるべきである。

実施機関によれば、事故報告書は、当該児童生徒の保護者は関与せず学校等で作成したという。このことは保護者に説明されておらず、したがって保護者は事故報告書内容については知らない。そのため、実施機関では、本件公文書公開請求で保護者の意見を求めるかどうかについて議論することもなかったという。

異議申立人の主張及び条例の基本的考え方をふまえると、実施機関のこうした対応については以下の問題点を指摘しなければならない。すなわち、実施機関は事故報告書に当該児童生徒に係る個人情報があれば、条例第15条に基づき、当該児童生徒の保護者から意見を提出してもらい、その中で具体的な公開の範囲を検討することができた。そうしていれば、県民に対してより正確で詳しい情報を公開することができ、事故防止について県民が議論に加わることも可能となったかもしれない。しかし本件の審議を通して、実施機関はそうした手続きを取ることもなく、一方的な判断で機械的に非公開を決めたことが明らかになった。こうして県民の議論参加の機会を減じた点は、遺憾に思われる。

今後、実施機関においては、本来の情報公開制度の趣旨をとらまえ、適正な情報の公開に努められることを期待したい。

別表1

	文書の種類	公開しない部分	理由
1	平成18年5月15日付 け島教出第282号「児童 の事故報告書について」	文書記号 職名のうち 学校名、校長氏名、印影 事故者のうち 氏名、年齢 事故の(発生)日時のうち 月日 事故の内容の一部 事故発生場所および事故現場に いた理由の一部	島根県情報公開条例第7条 第2号に該当 個人に関する情報であって、 特定の個人が識別される情 報、又は他の情報と組み合わ せることにより特定の個人が 識別され得る情報であること による。
2	平成18年6月26日付 け島教松第655号「児童 生徒の事故報告書につい て」	事故の原因および状況の一部 事故の発生状況及び原因の一部 被害児童の状況の一部 被害生徒の状況の一部 事故に対して学校側のとった措置の一 部	
3	平成18年9月14日付 け島教益第584号「生徒 の事故報告書について」	その他の一部	
4	平成18年10月6日付 け第681号「生徒の事故 報告書について」		
5	平成18年12月14日付 け島教松第1412号「事故 報告書」について	事故の発生状況及び原因の一部 被害児童の状況の一部 被害生徒の状況の一部 事故に対して学校側のとった措置の一 部 その他の一部	島根県情報公開条例第7条第2 号に該当 個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することは できないが、公開することによ りなお特定の個人の権利利 益を害するおそれがある情報 であることによる。
6	平成18年12月21日付 け第781号「部活動中の 生徒の事故について」		

別表2

文書の種類	項目	公開しない部分	理由
1 平成18年5月15日付け島教出第282号「児童の事故報告書について」	添付書	月日、学校名、	7条第2号(個人識別)
	報告者名	文書番号、学校名、校長名、印影	〃
	1 事故者	氏名、年齢	〃
	2 事故の日時	月日	〃
	3 事故の内容	学級、性別、氏名	〃
	4 事故の発生場所および事故現場にいた理由	学校名、学級	〃
	5 事故原因および状況	月日、病院名、公共施設名、公共施設長名	〃
	6 被害児童の状況	病院名、氏名、月日	〃
	7 事故に対し学校側のとった措置	公共施設名	〃
9 その他(平成18年度教室配置計画)	学校独自の部屋等の名前	〃	
2 平成18年6月26日付け島教松第655号「児童生徒の事故報告書について」	報告者名	文書番号、学校名、校長名、印影	〃
	1 事故者	学級、氏名、年齢	〃
	2 事故の日時	月日	〃
	7 事故に対し学校側のとった措置	学校関連施設名	〃
3 平成18年9月14日付け島教益第584号「生徒の事故報告書について」	添付書	学校名、月日、校長名、教職員名、被害生徒名	〃
	報告者名	学校名、校長名、印影	〃
	1 事故者	氏名、年齢	〃
	2 事故の日時	月日	〃
	5 事故の原因および状況	病院名	〃
	7 事故の経過および学校側のとった措置	月日、被害生徒名、保護者(家)名、病院名、学年、教員名	〃
	8 その他	月日	〃
	4 平成18年10月6日付け第681号「生徒の事故報告書について」	報告者名	文書番号、学校名、校長名、印影
1 事故者		学科名、氏名、年齢	〃
2 事故の日時		月日	〃
3 事故の内容		氏名	〃
公園指定管理者事故報告		学校名、月日、被害生徒氏名 代表取締役印影	7条第3号
発生日時		月日	7条第2号(個人識別)
被害者		学校名、氏名	〃
状況		指定管理者職員名、被害生徒名、病院名	〃
現場の処置		月日、業者職員氏名、指定管理者職員名	〃
被害者の状況		病院名、月日	〃
連絡先		指定管理者職員名	〃

		その他(写真)	月日	〃
5	平成18年12月14日付け島教松第1412号「事故報告書」について		学校名、P2月日	〃
		送付書	P2 4行目7文字目から18文字目まで	7条第2号 (権利利益)
		報告者名	学校名、校長名、印影	7条第2号 (個人識別)
		1 該当生徒	年齢	〃
		2 事故が起こった日時	月日	〃
		4 事故の内容	20行目1文字目から26文字目まで	7条第2号 (権利利益)
		5 事故に対し、学校側のとった措置	病院名	7条第2号 (個人識別)
		6 事故の結果	2行目20文字目から32文字目まで	7条第2号 (権利利益)
6	平成18年12月21日付け第781号「部活動中の生徒の事故について」	7 事故後にとったその後の学校側の対応	月日	7条第2号 (個人識別)
		報告者名	文書番号、学校名、校長印影	〃
		1 該当生徒	氏名、学科名、学級、住所	〃
		2 事故発生日時・場所	月日、学校名	〃
		4 事故後の処置	病院名	〃
		5 事故後の本人の状況	・3行目17文字目から4行目10文字目まで ・4行目24文字目から5行目19文字目まで ・5行目26文字目から32文字目まで ・6行目1文字目から24文字目まで ・7行目3文字目から17文字目まで	7条第2号 (権利利益)

(諮問第 9 9 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 0 年 5 月 2 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 0 年 5 月 3 0 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 2 0 年 9 月 1 9 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 0 年 9 月 2 5 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 (審査会第 2 回目)	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 (審査会第 3 回目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 1 年 1 月 2 2 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 1 年 2 月 1 9 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 1 年 3 月 1 9 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 1 年 3 月 2 7 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁護士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	